

緊急事態宣言の解除に伴う施設利用について

新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う国による緊急事態宣言の解除に伴い、3月1日(月)から4月11日(日)まで施設の利用にあたり、以下について重点的に感染防止対策をお願いいたします。

【収容人数について】

<大声での歓声・声援等なし>

「5,000人」または「収容定員の50%以内(上限1万人)」のいずれか大きい方

<大声での歓声・声援等あり>

収容定員の50%以内(上限1万人)

※ただし、参加者の位置が固定されている場合は、異なるグループ間では座席を一席は空けることとしつつ、同一グループ(5名まで)内では座席等の間隔を設ける必要はない。

【利用者(主催者)様へのお願い】

- ・入場者の整理〔入場前の間隔(できるだけ2mを目安に)確保〕
- ・入場者のマスク着用の徹底
- ・発熱等の症状のある方の入場制限
- ・入場者の手指消毒の徹底
- ・必要に応じて、入場制限等を行うことにより、施設内の移動においても人と人との接触を避けるための十分な距離(できるだけ2mを目安に)を確保する
- ・接触確認アプリ(COCOA)を周知する

【当施設の感染防止対策】

- ・消毒液の設置
- ・従業員によるマスク着用、咳エチケット、手指の消毒、出勤前の体温測定の徹底
- ・ドアノブ等の人の手が触れる場所の定期的な消毒

※新型コロナウイルスに関する最新情報はこちらをご参照ください。

[福岡市ホームページ]

<https://www.city.fukuoka.lg.jp/hofuku/hokenyobo/health/kansen/nCorV.html>

[福岡県ホームページ]

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/covid19emergency-details.html>